

学校施設 LED 化事業（1）

公募要領

令和8年5月

長崎市

第1 事業の概要

1 事業名

学校施設 LED 化事業（1）

2 事業目的・概要

本市においては、2050年の「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向け、長崎市地球温暖化対策実行計画における野心的数値目標として、公共施設等のLED照明の導入割合を2030年までに100%にすることを掲げている。このことから設計・施工一括発注方式により、LED照明の早期導入を図ることを目的として実施するものである。

業務の詳細は、学校施設LED化事業（1）要求水準書（以下「要求水準書」という。）による。

3 事業期間

契約締結日から令和10年9月29日まで

4 工事場所

長崎県長崎市勝山町30番地1ほか

5 上限額

2,155,992,000円（消費税相当額含む。）

（内訳）

令和8年度： 16,623,000円

令和9年度：1,610,147,000円

令和10年度： 529,222,000円

6 契約保証金

要（契約金額の100分の10以上）

ただし、長崎市契約規則第34条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

7 参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(1) 共同企業体としての要件

- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 工事施工方式は、共同施工方式(甲型)とする。
- ウ 共同企業体は（２）の資格要件を満たした３者で構成するものとし、代表構成員１者とその他構成員２者の組み合わせとすること。
また、最も高い出資割合を負担するものを代表企業とすること。
なお、３者とも本事業に参加する他の共同企業体の構成員となることができない。
- エ 一構成員の出資比率の最小限度は 20%とする。
- オ 存続期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。
 - (ア) 当該事業の契約の相手方となった共同企業体
共同企業体が成立してから、当該事業の契約の履行後 3 か月以上
 - (イ) 当該事業の契約の相手方とならなかった共同企業体
共同企業体が成立してから、当該事業の契約が締結された日以降
- カ 共同企業体の一構成員の代表者（契約締結権限等を有する受任者を含む。）が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねていないこと。
- キ 本事業に係る手続きは必ず代表企業が行うこと。

(2) 共同企業体の構成員の資格要件

- ア 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- イ 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に本事業の工種（電気）に係る登録がある者であること。
- ウ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基

- づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
 - オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
 - カ 本市競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。
 - キ 本事業に参加する同一の共同企業体の構成員と、他の共同企業体の構成員に資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
 - ク 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事）に地域区分が市内又は認定市内として登録がある者であること。
 - ケ 特定建設業の許可を有する者であること。
 - コ 本市における本事業の工種に係る公募日現在の総合数値が 810 点以上である者であること。
 - サ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本事業の工種に係る技術者（代表構成員は監理技術者、その他構成員は主任技術者）を専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、参加表明書の提出期限日を含め連続して 3 か月以上の雇用関係にあること。
 - シ 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完了した国、県、又は市町村発注の照明の LED 化に係る工事の受注実績を有すること。
 - ス 長崎市税、本店が所在する都道府県の事業税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

（3）その他

学校施設 LED 化事業（2）で受託者となった場合は、本事業の受託者になることができない。

8 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成並びに提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は無断で他の目的に使用しないものとする。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しないものとする。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え並びに再提出は認めない。
また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り本事業を実施する際に変更することができない。
- (7) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (8) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

第2 スケジュール（予定）

1 スケジュール

内容	期限等
資料配布期間	令和8年5月8日（金） から
質問受付	令和8年5月8日（金） から 令和8年5月26日（火） まで
参加表明書 提出期限	令和8年5月22日（金） 17時00分（必着）
質問回答	令和8年6月4日（木）
提案書 提出期限	令和8年7月3日（金） 17時00分（必着）
審査会実施日	令和8年7月中旬（予定）
選定結果通知	令和8年7月下旬（予定）
仮契約	令和8年7月下旬（予定）
本契約	令和8年9月中（予定） ※議会の議決を条件とする

2 資料等の配布

様式等、関係資料は長崎市ホームページにより公開するものとし、参加者が自らダウンロードして入手するものとする。

【長崎市ホームページアドレス】

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/81624.html>

3 質問受付

(1) 受付方法

質問書（様式 1）に記入の上、電子メールにより下記送信先に送信すること。市の担当者が受信を確認した場合は、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

(2) 受付期間

令和 8 年 5 月 8 日（金） から 令和 8 年 5 月 26 日（火） まで

※期間内かどうかは電子メールに記載された「送信日時」によるものとする。

（以下全手続きにおいて同じ。）

(3) 送信先

長崎市教育委員会学校施設課 担当 堀内

E-mail : kyou_shi_kanri@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和 8 年 6 月 4 日（木）まで

質問者に対し、質問書記載の電子メールアドレスへ個別に回答し、市ホームページへも掲載する。

4 参加表明の手続き

(1) 提出書類

No	名称
1	学校施設 LED 化事業（1）参加表明書（様式 2）
2	特定建設工事共同企業体協定書（写し）（様式 3）
3	委任状（構成企業→代表企業）（様式 4）
4	特定建設業に関する書類及び施工実績に関する書類（様式 5）
5	長崎市税、本店が所在する都道府県の事業税、消費税又は地方消費税を滞納していないことの証明書

(2) 提出期限

令和8年5月22日(金)17時00分(必着)まで

(3) 提出方法

電子メールによるものとし、送信先は「3(3)」とする。

(4) 受領確認方法

市の担当者が受信を確認した場合には、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

(5) 資格確認

市は参加表明書の提出があった者の資格確認を行い、相手方に対し資格の有無について通知を行う。

5 提案の手続き

(1) 提出書類

提案書一式(様式6)

- ・提案書
- ・提案価格書
- ・提案価格内訳書
- ・配置予定技術者の能力に関する書類
- ・同類工事の実績に関する書類
- ・市内企業の参画等の経済への貢献に関する書類
- ・技術提案書
- ・自由提案書
- ・事業スケジュール表
- ・辞退届(※必要時)

(2) 提出期限

持参の場合は令和8年7月3日(金)17時00分(必着)まで。

郵送の場合は令和8年7月3日(金)(必着)とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出するものとし、提出場所は長崎市教育委員会学校施設課(長崎市役所12階)とする。

(4) 提出部数

提案書類一式は正本1部及び副本5部(うち1部は会社名あり、4部は会社名なし)とする。また、会社名なしの書類は、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提案者を特定できるような内容は黒塗りとし、見えないようにすること。

(5) その他

辞退をする場合にあっては、提案書の提出期限の前日までに辞退届を長崎市教育委員会学校施設課（長崎市役所 12 階）に持参するものとする。

6 審査会

(1) 開催日時

令和 8 年 7 月中旬（予定）

(2) 実施方法（予定）

書類審査及び必要に応じてプレゼンテーションによる審査を行う。

なお、参加者が多数ある場合には、あらかじめ定めた評価基準に基づく事前審査（書類審査）を実施し 5 者程度に絞り込んだうえで、プレゼンテーションによる審査会を実施するものとする。

7 審査項目、選定方法

(1) 審査項目については、次のとおりとする。

審査項目	審査の視点	配点
1 提案価格【自動計算】		
(1) 提案価格	提案された価格について評価する。 (計算式) 10 点+40 点× ((上限額－提案価格) /431,198,400 円) ※得点は少数点第 2 位を切り捨て、少数点第 1 位までとする。	50 点
2 配置予定技術者・企業の施工能力		
(1) 経験	配置予定者の監理技術者としての直近 5 年間の工事实績。 ※令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完了した国、県、又は市町村発注の工事に限る。 ※5 件で最高得点とする。	5 点
(2) 同類工事の実績	企業における直近 5 年間の工事实績。 ※令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完了した国、県、又は市町村発注の照明の	5 点

	LED化に係る工事に限る。 ※11件で最高得点とする。 ※件数は3者の平均とする。 ※工事実績だけでなく、過去受注した工事における施設用途や利用者に配慮した照明デザインについても評価する。	
3 地域貢献に関する事項		
(1) 市内企業の参画等による地域経済への貢献	LED化工事（設計・施工業務）に関する市内企業の参画や発注等の地域経済への貢献。	10点
4 技術提案		
(1) 工程管理	工程管理が適切で工夫がみられるか。	5点
(2) 品質管理、安全管理	品質管理、安全管理が適切で工夫がみられるか。	5点
(3) 施設や用途ごとの器具選定における配慮	児童生徒が1日の大半を過ごす場所であることを踏まえ、施設や居室等の用途に適した照明器具の選定がみられるか。また、過去に評価された実績等があるか。 ア 過去の照明工事に係る評価実績（賞、記事など） イ 照明に関する資格等を有する技術者の在籍	10点
5 自由提案		
(1) 教育空間づくり	児童生徒の心身の健康、集中力、創造性の育成に繋がる照明による教育空間づくりに関する提案がみられるか。	6点
(2) その他	「4 技術提案」以外で、各年度における工期短縮、目的物の機能向上、廃棄物のリサイクル率、維持管理等に関する提案がみられるか。	4点
合計		100点

(2) 選定方法については、審査、評価を行い、合計得点が最も高い提案者を選定する。なお、合計得点が同点の場合は、上記基準における「1 提案価格」の得点が高い提案者を選定するものとする。

さらに同点の場合は、上記基準における「4 技術提案」の得点が高い提案者を選定するものとする。さらに同点の場合は、学校施設 LED 化事業受託者選定審査会で協議して選定するものとする。

また、審査の結果、平均得点が 50 点未満の提案については選定しない。

(3) 審査委員

プロポーザル参加者は、委員名の公表から受託者を決定するまでの間、委員への接触、不当な働きかけを行わないこと。違反した者は失格として取り扱う。

所属	氏名
長崎総合科学大学	蒲原 新一
長崎県建築士会	高橋 弘一
長崎大学総合生産科学域	中野 正基
NPO 法人環境カウンセリング協会長崎	宮原 和明

8 選定結果通知

審査会后、選定結果を通知する。

なお、選定結果については通知する内容以外は開示しない。

9 仮契約

受託候補者に選定された者は、令和 8 年 7 月下旬までに仮契約を締結する。

10 本契約（議会の議決）

本市は、契約に関する議案を令和 8 年 9 月長崎市議会定例会に提出する予定であり、市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなすものとする。なお、市議会の議決が得られなかった場合、本市は一切の責任を負わない。